

賠償責任保険制度

すみりんプロテクター

I型(建設業総合賠償責任保険)のご案内

加入期間
(保険期間)

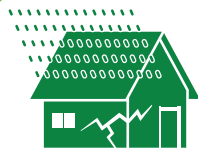
2021年12月1日 午後4時～1年間

さまざまな現場のリスクを

1つの保険でまとめて補償!



業務(仕事)
リスク



生産物・
仕事の結果
リスク



施設
リスク



その他の保険ラインナップはこちら

<https://www.sumirin-sep.co.jp/houjin/>



すみりんプロテクター I型 (建設業総合賠償 責任保険) とは

すみりんプロテクター I型 (建設業総合賠償責任保険) とは、お客さまのすべての業務(仕事)、生産物、施設等を、1契約でまとめて補償する、住友林業安全協力施工店会会員様向けの保険です。

団体のスケールメリットを活かしたお得な内容になっており、「業種(主業務)」「売上高」と「プランの選択」で、カンタンにご加入いただけます。

1 オール・イン・ワン

お客さまの日本国内のすべての施設、業務(仕事)、生産物等を、1つの保険契約でまとめて補償します! (一部除外対象あり) 保険の加入もれを防ぎ、期中での対象追加・削除手続きも不要です。



2 ワイドな補償

管理財物補償、構内専用車補償、財物損壊を伴わない使用不能損害補償、人格権侵害補償、等 事業者の賠償責任リスクを幅広く補償します。



また、賠償責任リスクだけでなく、サイバーリスクやブランドイメージ回復等、事業活動に伴うさまざまなリスクも幅広く補償します。

3 カンタン手続き

「業種(主業務)」「完成工事高・売上高」と「プラン・オプションの選択」で、カンタンにご加入いただけます。ご加入時に確定した保険料をいただきますので、保険期間終了後の精算手続きは不要です。



4 ナットクの保険料

住友林業安全協力施工店会会員様向けに独自の割引*を適用させていただきます。

※団体契約によるスケールメリットを活用。



募集対象、加入資格等

●この保険は、次の①、②の条件を満たす事業者のお客さまを対象としています。

①主業務(最も完成工事高・売上高に占める割合の大きい業務)が「建設業」であること

②すべての業務の合計完成工事高・売上高(ご加入時に把握可能な最近の会計年度《1年間》)の完成工事高・売上高の総額が100億円以下であること

(ご注意) 一部対象とならない業種もあります。加入対象となる業種の詳細につきましては、すみりんエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

・新設法人等で「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」が存在しない場合には、事業計画値等に計画された1年間のすべての完成工事高・売上高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)を「完成工事高・売上高」として保険料を算出します(事業計画値が100億円以下である場合に限ります。)

●また、ご加入いただけるのは、申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

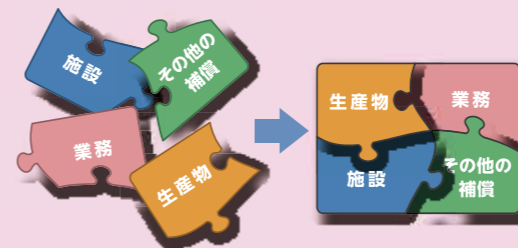
申込人および記名被保険者 住友林業安全協力施工店会の会員に限ります。

●申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面的内容を必ずお伝えください。

1 オール・イン・ワン

さまざまなリスクを1つの保険契約で補償します。

リスクごとにバラバラに保険加入いただく必要はなく、お客さまのすべての施設、業務(仕事)、生産物等を1つの保険契約でまとめて補償します。



日本国内のすべての施設、業務、生産物等を対象とするため、たくさんの支店や工事があっても保険の加入もれの心配がありません。
まとめて補償します

ご注意

一部対象とならない施設(航空機、パラグライダー等)、業務(医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物(特定医薬品、治験等)等もあります。詳細につきましては、すみりんエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

2 ワイドな補償

サイバーリスクやブランドイメージ回復等の幅広いリスクに対応!



(ご注意) ワイドプランやオプション特約をご選択いただいた場合のみ提供される補償もあります。

3 カンタン手続き

3ステップでお見積りが完成!簡単にご加入いただけます。

お見積り完成までは、次のとおりです。



(注) プランは「ベーシックプラン」「ワイドプラン」の2種類です。オプションは「オプション補償」(7ページ)記載の8種類となります。
(ご注意) 実際のご加入手続きにつきましては、加入申込票、引受保険会社所定の書類をご提出いただけます。詳細につきましては、すみりんエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

4 ナットクの保険料

幅広いリスクに対応する補償がついて、ナットクの保険料です!!

住友林業安全協力施工店会の会員様向けに独自の割引*を適用させていただくことにより、納得の保険料水準を実現しました。(※)団体契約によるスケールメリットを活用。

補償の全体像

2つの基本補償プランと8つのオプション補償をご用意しました。すみりんプロテクターI型(建設業用)は次のような事故の場合にお役に立ちます。お客さまのニーズに合わせてお選びください。

アイコンのご説明

損害賠償

身体 他人の生命や身体を害し(以下、「身体障害」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

財物 他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは粉失し、または盗取された場合に(以下、「財物損壊」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

その他 他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

費用利益

費用利益 偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

ワイドプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

業務リスク

業務(仕事)の遂行により生じた賠償責任の補償

生産物・仕事の結果リスク

製造・販売した製品(生産物)または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

その他リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セット

施設の管理不備による事故



資材置場に積んであった材木が崩れ、遊んでいた子どもがケガをした。

身体
財物

設備の管理不備による事故



作業場の看板の留具が腐食していたため、看板が落下し、通行人にケガをさせた。

身体
財物

昇降機による事故



事務所ビル内のエレベーターの誤作動により子どもが扉にはさまれてケガをした。

身体
財物

給排水管からの漏水による事故



事務所ビル内の給排水管から漏水して、階下の店舗の内装を汚した。

身体
財物

構内専用車両による事故



フォークリフトで作業中にお客さまに接触し、ケガをさせた。

身体
財物

業務中の事故



ビル建設工事中に足場が外れて落下し、隣接する建物を損壊した。

身体
財物

業務中の事故



ビル外装の塗装中にペンキ缶を落として通行人の衣服を汚した。

身体
財物

海外出張中の事故



海外出張中に誤ってお客さまにケガをさせた。

身体
財物

作業対象物に対する事故



エアコンの据え付け作業中に誤ってお客さまの壁を損傷した。

財物

従業員の所有自動車による事故



従業員がマイカーで業務中に運転を誤り、通行人に衝突してケガをさせた。

身体
財物

生産物による事故



販売した建築資材に欠陥があったため、購入者がケガをした。

身体
財物

仕事の結果による事故



エアコンの設置の欠陥により漏水が発生し、お客さまの住宅の壁を汚した。

身体
財物

生産物または仕事の目的物自体に対する事故



電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生。隣家の壁が焼損し、電気配線自体も破損した。

財物

不良完成品による事故



製造・納品した部品の欠陥が原因でその部品が組み込まれたお客さまの製品が破損した。

財物

不良製造品による事故



製造した機械に欠陥があったため、それにより生産された商品が破損した。

国外一時持出・流出生産物による事故



国内向けに販売した商品が海外に持ち出され、それを海外で使用したお客さまがケガをした。

身体
財物

来訪者財物損壊補償

財物

事務所内において、来店したお客さまから預かった上着を汚してしまった。

人格権侵害補償

その他

エレベーターの管理不備で、その中にお客さまが閉じ込められ、精神的ショックを与えた。

広告宣伝活動による権利侵害補償

その他

新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

使用不能損害拡張補償

その他

工事中にクレーンが倒れ、隣接店の入り口をふさぎ、営業できず、休業損害が発生した。

初期対応費用補償

費用利益

緊急的対応のために事故現場の取片付けを行い、費用がかかった。

訴訟対応費用補償

費用利益

日本の裁判所に提起された訴訟に関連して、必要な文書を作成するための費用がかかった。

ブランドイメージ回復費用補償

費用利益

事故により失ったブランドイメージを回復するためにコンサルタントを起用し、その費用がかかった。

被害者治療費等補償

費用利益

事務所内でお客さまが転倒して負傷し、その通院費用がかかった。

受託物損壊補償

財物



作業場内で、建築工事のために借用したクレーン車を誤って壊してしまった。



発注者から、住宅に据え付けるために支給されたエアコンを、取り付け中に誤って壊してしまった。



取引先から預かっていた金型を自社の火災により焼失した。



仕事の対象として管理している建物の鍵を紛失し、錠前と鍵の再作成費用を請求された。

工事遅延損害補償

その他



ビル建設工事中にクレーンが倒れて隣の建物の壁を破損し、約定した期日より作業終了が2週間遅れた。

借用イベント施設損壊補償

財物



イベント開催のために借用したイベント会場を誤って破損した。

データ損壊復旧費用補償

費用利益



出張修理中にクライアントのパソコン内に記録されていた情報を消失し、情報の復旧に費用がかかった。

対物超過費用補償

費用利益



他人の財物を破損させてしまい、時価額を超える修理費を請求された。

オプション補償

工事物損壊補償

費用利益

新築工事の建物から、不審火が発生し、焼損した。

弁護士費用補償

費用利益

顧客から悪質なクレームを受け、対応方法について弁護士に法律相談を行った。

サイバーリスク補償

その他
費用利益

業務に使用するパソコンが外部からの不正アクセスにあい、お客さまの情報が外部に漏れた。

地盤崩壊危険補償

財物

基礎工事中に、突発的に発生した土地の振動により、隣家の壁が崩れた。

借用不動産損壊補償

財物

社宅として借用した建物において従業員が誤ってストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。

雇用慣行賠償責任補償

その他

女性であることを理由に不当な処遇を受けたとして従業員から訴えられた。

使用者賠償責任補償

身体

業務中の事故で後遺障害を負った従業員から訴えられた。

休業損害補償(注)

費用利益

[休業補償] 台風により工場が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が生じた。
[食中毒・特定感染症補償] 店舗で提供した料理が原因で食中毒が発生し、3か月間の営業停止となり損失が生じた。
(注)休業損害補償では、上記いずれのケースも補償対象となります。なお、「食中毒・特定感染症のみ補償」または「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただくことも可能です。

基本補償

基本補償の概要と事故が発生した場合に適用される
支払限度額と免責金額をご案内します。

基本補償の支払限度額
(1事故、保険期間中につき)

- 5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円
6億円 7億円 8億円 9億円 10億円

右から選択します。

基本補償の支払限度額はこの保険契約で支払う記名被保険者ごとの総支払限度額となります。一部の補償については、個別に支払限度額・免責金額を設定しています。詳細は、5ページから8ページをご確認ください。

基本補償の
免責金額
(1事故につき)

- なし 1万円 3万円
5万円 10万円 30万円
50万円 100万円

右から選択します。

補償項目	補償の概要	支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	免責金額 (1事故につき)	プラン おすすめ		
				ベーシック	ワイド	
施設リスク	 施設の管理不備等により生じた損害賠償責任を補償します。	基本補償の支払限度額	基本補償の免責金額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
業務リスク	 業務(仕事)の遂行により生じた損害賠償責任を補償します。	基本補償の支払限度額	基本補償の免責金額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
生産物・ 仕事の 結果 リスク	 製造・販売した製品(生産物)または行った仕事の結果が原因と 賠償責任を補償します。	なって生じた損害	基本補償の支払限度額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	 生産物または 仕事の目的物自体の損害 生産物や仕事の目的物自体を損壊した場合の損害賠償責任を ※他人の身体の障害または生産物や仕事の目的物以外の財物の損壊について法律上の損害賠償責任	補償します。 を負担する場合があります。	1,000万円	基本補償の免責金額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 国外一時持出・流出生産物 日本国内で提供された製品の海外における事故を補償します。		1,000万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他の リスク	 来訪者財物損壊 来訪者から預かった財物を損壊した場合の損害賠償責任を補償します。		1名につき : 10万円 1事故につき : 100万円 保険期間中につき : 1,000万円	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 人格権侵害 不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為 プライバシーの侵害をした場合の損害賠償責任を補償します。	による名誉毀損や	1,000万円	基本補償の免責金額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 広告宣伝活動による 権利侵害 広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・ をした場合の損害賠償責任を補償します。	表題や標語の侵害	1,000万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 使用不能損害拡張 財物の損壊を伴わず他人の財物を使用不能とした場合などの 補償します。	損害賠償責任を	1,000万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 初期対応費用 事故現場の取片付けなど事故発生時の緊急的対応のため 補償します。	にかかった費用を	1,000万円	なし	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 訴訟対応費用 訴訟時の書類作成等の費用を補償します。		1,000万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 ブランドイメージ回復費用 ブランドイメージの回復に必要な措置等にかかった費用を補償 します。		1,000万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 被害者治療費等 事故発生時の被害者の治療費等を補償します。		1,000万円 <被害者1名につき> 死亡・重度後遺障害 : 50万円 入院 : 10万円 通院 : 3万円		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	 受託物損壊 借用財物、支給財物等の管理・使用する財物を損壊した場合の損害賠 償責任を補償します。 ※修理などのために預かった自動車等は補償対象外です。詳細は15ページを	ご確認ください。	1,000万円	基本補償の免責金額	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
	 工事遅延損害 工事の履行が遅延したことにより生じた損害賠償責任を補償 します。		1事故につき:1,000万円(または対象工事の遅延規定に規定された 損害賠償金の額のいずれか低い額) 保険期間中につき:1,000万円	基本補償の免責金額	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
	 借用イベント施設損壊 イベント等の開催のために借用した施設に損害を与えた場合の 償します。	損害賠償責任を補	1,000万円	火災、破裂・爆発、水ぬれ その他の損害 なし 10万円	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
	 データ損壊復旧費用 第三者のデータを損壊した場合の復旧費用を補償します。		1,000万円	基本補償の免責金額	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
 対物超過費用補償 他人の財物を損壊させてしまい、復旧費がその財物の時価額 復旧費と時価額の差額の支出など、事故解決のために要した費 用を補償します。	を超える場合に、 用を補償します。	1事故につき : 50万円 保険期間中につき : 1,000万円	なし	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	

オプション補償

貴社のニーズに合わせて選択可能な充実のオプション補償をご用意しています。基本補償に加えて以下のオプション特約から選択してセットします。

費用の補償

工事物損害補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●大雨の影響で土砂崩れが起こり工事中の道路が損壊した。
●建築中のビルが台風で損害を受けた。
●工事現場に保管中の工事用材料が盗まれた。
●クレーン作業中に資材が落下し、資材が損壊した。
●交通事故により、陸上輸送中の工事用資材が破損した。



弁護士費用補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●店舗の上階より漏水があり、自社の電子機器が壊れて使用できなくなったため、損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
●SNSで根拠のない誹謗中傷を受けてから急激に売上高が減少したため、対処方法について弁護士に法律相談を実施した。



賠償責任の補償

サイバーリスク補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●業務に使用するパソコンを紛失したことにより、発注者からの工事図面等の情報が外部に漏えいした。
●サイバー攻撃によりコンピュータウイルスに感染したことに気がつかず、取引先にも感染を広げてしまった結果、取引先から業務停止による利益喪失の損害賠償請求を受けた。また、自社のコンピュータ等の復旧のため専門業者に費用を支出した。
●サイバー攻撃によってクレーンの制御装置が誤作動を起こして吊り荷が落下し、通行人にケガさせた。



地盤崩壊危険補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●掘削工事によって現場周辺の地下水が減少したことにより、周辺の地盤が沈下し、建物を損壊してしまった。



借用不動産損壊補償

事故事例 ●社宅として借用した建物において従業員がストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。



雇用慣行賠償責任補償

事故事例 ●女性であることを理由に不当な処遇を受けたとして従業員から訴えられた。



使用者賠償責任補償

事故事例 ●建物や設備の欠陥による漏電事故で後遺障害を負った従業員から訴えられた。



利益損害の補償

休業損害補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●台風により倉庫が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が発生した。仮倉庫を借りて営業再開したが、賃貸費用が発生した。



事故事例 ●お店で提供した料理が原因で食中毒が発生し、3か月間の営業停止となり、損失が生じた。



●お店で食事をされた方の中に新型コロナウイルス感染症の感染者がいたことが判明し、保健所によって消毒が行われた。その間、営業が行えず損失が生じた。

(ご注意) 休業損害補償には、「休業補償」と「食中毒・特定感染症補償」が含まれます。「食中毒・特定感染症のみ補償」または「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただくことで、補償を限定することも可能です。

補償の概要

建築物・設備工事・土木工事について、工事の対象物など保険の対象に生じた損害(ご注意)一部対象とならない工事があります。

お支払いする保険金
●損害保険金 ●残存物取片づけ費用保険金 ●原状復旧費用保険金 ●代替建物賃借費
●保険の対象に損害が発生し、損害保険金を増進賃(航空貨物輸送運賃を除きます。)や増賃金を補償します。
●物価や資材単価が上昇した場合、請負金額の害保険金(復旧費)に含めます。物価変動による

不測かつ突発的な事故により、損害を補償します。詳細は18ページをご確認ください。

お支払いする保険金
●臨時費用保険金 ●臨時費用保険金
お支払いする際に、急行貨物割 残業・休日勤務・夜間勤務による割 積算単価30%までの差額分を損 請負金額変更しに備えられます。

偶然な事故により対人被害・対物被害が発 生した場合の弁護士費用・法律 被害が発生した場合の法律相談 費用を補償します。
(ご注意) 対人被害・対物被害等については19

ページをご確認ください。

次のいずれかの事由に起因する賠償損害や費 用損害を補償します。
①情報漏えいまたはそのおそれ
②コンピュータシステムの所有、使用、管理または電子
③サイバー攻撃に起因する他人の身体障 害または財産損害
④サイバー攻撃に起因する他人の身体障 害または財産損害

情報の提供に起因する他人の業務阻 害または財産損害

賠償損害	費用損害
①損害賠償金	⑦クレジット情報モニタリング費用
②争訟費用	⑧公的調査対応費用
③権利保全行使費用	⑨情報システム等復旧費用
④訴訟対応費用	⑩被害拡大防止費用
⑤コンサルティング費用	⑪再発防止費用
⑥見舞金・見舞品購入費用	⑫サイバー攻撃調査費用

地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴 財物損壊に対する損害賠償責任を補償し

い発生した地盤崩壊に起因した ます。

借用する不動産を損壊させたことによる 責任を補償します。

家主(大家)に対する損害賠償

使用人等に対して行った不当な処遇やハラ 第三者に対して行ったハラスメントに起因

スメントなどの不当行為、または した損害賠償責任を補償します。

被用者が業務上の事由により身体障害を 害賠償責任を補償します。
(ご注意) 政府労災、自賠責保険、法定外補償

負った場合に被用者に対する損 規定等の上乗せ補償となります。

次のいずれかに該当する事由により、業務 休業損失、営業継続費用または緊急対応費
①不測かつ突発的な事故により被保険者が占 有する事業用物件(建物に隣接す 配線等の敷地外ユーティリティ設 備を含む)が損害を受けたこと。ただし、工事 現場に所在する工事用材料は、保険の対象
②対象物件(注)における食中毒の発生または製造・ 販売した食品に起因する食中毒の発生 病原体による対象物件等(注)の汚染
③引受保険会社が定める感染症の原因となる ④指定感染症等の原因となる病原体によ (注)対象物件および対象物件等については
[[①~③の場合]お支払いする保険金] 休業損失(売 ④の場合]お支払いする保険金] 緊急対応費
(ご注意) 補償割合は、粗利益率以内でご加

が休止・阻害されたために生じる 用を補償します。
有する事業用物件(建物に隣接す 配線等の敷地外ユーティリティ設 の対象物や工事用仮設建物、工事 含まれず、補償の対象外です。
販売した食品に起因する食中毒の発生 病原体による対象物件等(注)の汚染 23~24ページをご確認ください。
上減少×補償割合)+営業継続費用 20万円(定額)
入時に設定します。

●粗利益率は、売上高に対する粗利益の割合をい 高および原材料費(期首棚卸高を加え、期末棚卸 保険金支払の対象となる期間は①および②について 上記①から④までの事由を伴わない休業および行政 ③、④の対象となる感染症について

います。また、粗利益とは、売上高から商品仕入 高を差し引きます。)を差し引いた額をいいます。 は最大3か月、③については最大14日となります。 機関からの要請等による営業自粛は補償対象外です。 は24ページをご確認ください。

支払限度額

	1事故	保険期間中
土木工事以外	対象工事ごとの請負金額または10億円のいずれか低い額	なし
土木工事	対象工事ごとの請負金額または1,000万円のいずれか低い額	なし(ただし、工事期間中2,000万円)

(ご注意) 工事物損害補償は加入者証記載の総支払限度額の外枠でお支払いします。
●残存物取片づけ費用保険金は、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
●臨時費用保険金は、損害保険金の20%に相当する額をお支払い します。ただし、1回の事故につき500万円を限度とします。
●原状復旧費用保険金は、1回の事故につき300万円を限度とします。
●代替建物賃借費用保険金は、1回の事故につき100万円を限度とします。
●一部の補償には、別途支払限度額を設定しています。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

	被保険者1名	1事故	保険期間中
①対人被害	100万円(注1)	300万円(注1)	300万円(注1)
②対物被害	—	10万円(注2)	30万円(注2)
③経済的被害	—	10万円(注2)	30万円(注2)

(注1) 弁護士費用・法律相談費用合算となります。
(注2) 法律相談費用のみとなります。

以下4パターンから選択(注)

	賠償損害 1請求・保険期間中	費用損害 1事故・保険期間中
a	3,000万円	1,000万円
b	5,000万円	2,000万円
c	1億円	3,000万円
d	3億円	3,000万円

(ご注意) 費用損害の支払限度額は賠償損害の支払限度額に含まれます。
●訴訟対応費用は、賠償損害の支払限度額の設定額の範囲内で 1,000万円までとなります。
●コンピュータシステム等復旧費用、被害拡大防止費用と再発防 止費用の合計額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害の支払限 度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。

1事故・ 保険期間中 1,000万円

1事故 1,000万円
保険期間中 基本補償の支払限度額

1請求・ 保険期間中 1,000万円、2,000万円、3,000万円の いずれかから選択

1名 500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円、 1億円、2億円、3億円、5億円のいずれかから選択(注)
1回の災害・ 保険期間中 500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円、 1億円、2億円、3億円、5億円のいずれかから選択(注)

事故の種類	1事故	保険期間中
① 事業用物件に生じた損害	5,000万円(注)	基本補償の支払限度額
② 食中毒	1,000万円(注)	1,000万円
③ 引受保険会社が定める感染症	500万円(注)	500万円
④ 上記以外の指定感染症等	20万円	20万円

(注) 営業継続費用は内枠で1事故500万円となります。
(ご注意) 「食中毒・特定感染症のみ補償」を選択していただいた場合、①は 補償対象外となり、②と③の合計で保険期間中につき1,000万円 を限度として保険金をお支払いします。
●「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただいた場合、 ②から④までは補償対象外となります。

免責金額(1事故につき)

土木工事以外	
火災・落雷・破裂・爆発	なし
盗難・その他の損害	5万円

土木工事	
火災・落雷・破裂・爆発	なし
盗難・その他の損害	10万円
その他の損害	100万円

(ご注意) 一部の補償・保険金には、別途免 責金額を設定しています。詳細に つきましては、スミリンエンタープ ライズ株式会社または引受保険会 社までお問い合わせください。

なし

なし

(ご注意) 1事故につき、被害拡大 防止費用と再発防止費用 は90%、サイバー攻撃調 査費用は80%の縮小支 払割合を乗じて得た額を 保険金としてお支払いし ます。

基本補償の 免責金額

火災、破裂・爆発、水ぬれ 盗難、その他の損害

なし

なし

なし

(注) 基本補償の支払限度額を超えて、支払限度額を設定することはできません。

各種サービス・割引

各種サービス

サイバー特約専用コールセンターサービス (サイバーリスク補償特約を付帯されている場合のみ)

■このサービスは、PC操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。
■サイバーリスク補償特約を付帯している期間中が利用対象です。付帯している期間中は、何度でもご利用いただけます。

お気軽に
お電話ください!

PC画面に身に覚えのない請求画面が表示された!

ウイルスに感染したかもしれない!

迷惑メールが頻繁に届く!

Officeソフトの使い方が分からない!

インターネットに接続できない!

PCを新しく入れ替えた。新しいPCにデータを移行したい!

※このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、お客さまに生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。

※PCの操作等で発生する通信料はお客さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※このサービスは、事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。

※このサービスの結果に起因して発生した事象について、引受保険会社および提携会社は一切責任を負いません。

サイバー事故発生時の、専門事業者紹介サービス (サイバーリスク補償特約を付帯されている場合のみ)

■貴社のご意向に基づき、サイバー事故発生時の被害範囲の確認や原因調査および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介します。

■このサービスは、貴社と引受保険会社をご紹介する専門事業者との間で締結される委託契約に基づき、有償で提供されるものですが、サイバーリスク補償特約の保険金の対象となる費用^(注)については、引受保険会社から貴社に保険金としてお支払いします。

(注)あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。



このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金を請求する場合には引受保険会社の事前承認が必要です。

弁護士紹介ネットワーク (弁護士費用特約 (企業総合用) を付帯されている場合のみ)

■弁護士費用特約 (企業総合用) で保険金をお支払いする事由が発生した場合に、被保険者に弁護士を紹介することができます。



※このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金を請求する場合には引受保険会社の事前承認が必要です。

MS&ADインターリスク総研のコンサルティングサービス

MS&ADインシュアランスグループにおいて、リスクマネジメント事業を担うMS&ADインターリスク総研では、企業向けリスク管理・危機管理のコンサルティング実績を多数有しております。施設や生産物に起因する事故の予防措置から、再発防止策の検討の支援などについて、幅広い領域でのサポートが可能です。

コンサルティングの例	賠償事故対応コンサルティング 自社運営施設や自社製品・サービスの不具合、クレームが発生した場合等に備えて、対応マニュアル等を整備します。
------------	-------------------------------------------------------------------------

※このサービスは、保険の付帯サービスではありません。

保険料の割引

以下の項目に該当する場合、保険料が割引となります。

①優良事業者割引 ご加入時点で以下①から④までのいずれかの認証または以下⑤の認定を取得済の事業者 (全事業所・一部事業所を問いません)

①ISO9001、②ISO14001、③ISO22000、④HACCP、⑤中小企業庁の「事業継続力強化計画」 ▶ 割引率10%

②自動車リスク優良割引 ご加入時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する事業者 (引受保険会社は問いません)

①フリート契約の場合…優良割引20%以上、②ノンフリート契約の場合…全車7等級以上 ▶ 割引率10%

加入申込票の告知欄にて加入時に告知いただきます。



用語のご説明

法律上の損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

保険金

普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

保険料

申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

免責金額

保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

総支払限度額

この保険契約において支払う記名被保険者ごとのすべての保険金の合計の上限をいいます。

被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいいます。



ご加入の条件等

1 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用 ⑧訴訟対応費用 ⑨ブランドイメージ回復費用 ⑩被害者治療費等 その他すべての費用等補償	それぞれの補償内容に従い、お支払いします。

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記すべての保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします(ただし、工事物損害補償を除きます。)。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」等で保険金として対象となる場合を除いて保険金のお支払いの対象とはなりません。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

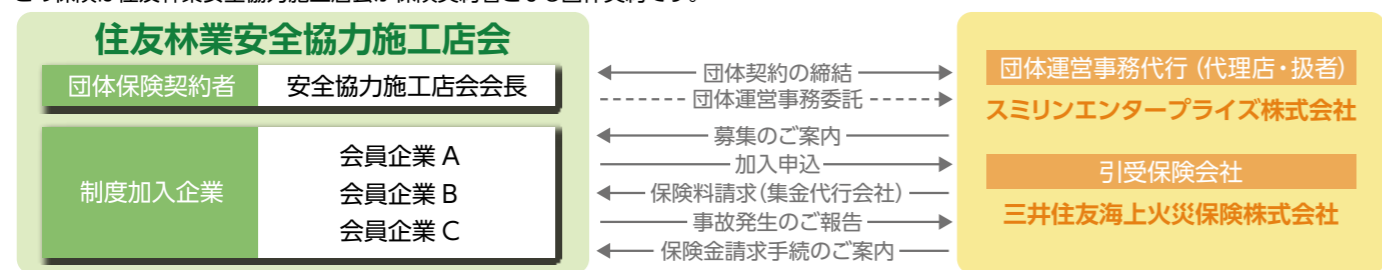
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じてさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2 保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」(13~24ページ)の該当項目をご参照ください。上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

3 ご契約の仕組み

①保険契約者
この保険は住友林業安全協力施工店会が保険契約者となる団体契約です。



②被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク(注5)	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者	○	○	○	○	○
②記名被保険者の使用人(注1)	○	○	○	○	○
③記名被保険者の役員(記名被保険者が法人である場合)(注1)	○	○	○	○	○
④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合)(注1)	○	○	○	○	○
⑤記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人(注1)	-	-	-	-	-
⑥発注者(注2)	-	○	-	-	-
⑦下請製造業者(注3)	-	-	-	○	-
⑧販売業者(注4)	-	-	-	○	-

(注1)記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。 (注2)建築主等の発注者をいい、下請業者にとつての元請業者を含みません。 (注3)記名被保険者の生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。 (注4)記名被保険者の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。 (注5)従業員所有自動車危険補償については、記名被保険者のみが被保険者となります。 (ご注意)一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましてはスマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。被保険者間相互の事故も補償の対象となります(交差責任補償)。ただし、サイバーリスク補償等の一部の補償や、被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任は、交差責任補償の対象外です。

4 ご加入の対象となる方

この保険は次の①、②の条件を満たす事業者の皆さまを対象としています。
①主業務(最も完成工事高・売上高に占める割合の大きい業務)が「**建設業**」であること。
②すべての業務の合計完成工事高・売上高(保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高の総額)が**100億円以下**であること。
(ご注意)一部対象とならない業種もあります。契約対象となる業種の詳細につきましては、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。新設法人等で「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての完成工事高・売上高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)を「完成工事高・売上高」として保険料を算出します(事業計画値が100億円以下である場合に限り。)

5 保険の対象となる施設、業務(仕事)、生産物、仕事の結果

この保険はすべての施設、業務(仕事)、生産物、仕事の結果を対象とします。

	保険の対象
施設	貴社(記名被保険者)が業務(仕事)の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設
業務(仕事)	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての業務(仕事)
生産物	貴社(記名被保険者)が製造、販売または提供し、貴社(記名被保険者)の占有を離れたすべての財物
仕事の結果	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての仕事の結果

(ご注意)一部対象とならない施設(航空機、パラグライダー等)、業務(医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物(特定医薬品、試験等)、仕事の結果(設計のみの仕事、臨床研究に関する業務等)もあります。この保険で支払対象となる事故は「日本国内」で発生したものに限り。ただし、一部の業務、生産物については、日本国外で発生した事故も対象となります。詳細につきましては、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

6 保険料について

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」および「支払限度額等」に基づいて決定されます。詳細につきましてはスマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

★新設法人等の取扱いについて
新設法人等で、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」が存在しない場合には、ご契約時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。

この保険契約には、保険料の割引制度があります。以下の項目に該当する場合、保険料が割引となります。
①優良事業者割引 ご加入時点で以下①から④までのいずれかの認証または以下⑤の認定を取得済の事業者(全事業所、一部事業所を問いません。)

- ①ISO9001、②ISO14001、③ISO22000、④HACCP、⑤中小企業庁の「事業継続力強化計画」 ▶ **割引率10%**
- ②自動車リスク優良割引 ご加入時点の自動車保険の割引等が以下の条件に該当する事業者(引受保険会社は問いません。)
- ①フリート契約の場合…優良割引 20%以上 ②ノンフリート契約の場合…全車7等級以上 ▶ **割引率10%**

なお、年間完成工事高・売上高等に応じて下限保険料が適用されます。詳細につきましてはスマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

7 保険期間 2021年12月1日午後4時~1年間 ※自動継続はされません。

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

8 ご加入手続の方法

- お見積もりをご要望の際には、後日郵送させていただきます「すみりんプロテクター回答書」に所定の事項をご記入のうえ、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までご連絡ください。
- ご加入の申込みにあたっては、お見積もりの内容(引受条件、保険料等)をご確認のうえ、加入申込票に所定の事項をご記入・押印いただき、スマリンエンタープライズ株式会社までご提出ください。
- 保険料については、「**6 保険料の払込方法**」に記載の方法により払い込んでください。

9 保険料の払込方法

保険料は、収納代行会社よりお客さまの銀行口座へ請求させていただきます。保険料は所定の期日までにお支払いください。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

10 加入者証

三井住友海上火災保険株式会社・スマリンエンタープライズ株式会社では、住友林業安全協力施工店会とこの契約を締結した後、この契約の加入者証をお届けいたします。ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。

11 税務処理

法人の場合、保険料は税務上損金に算入できます。(2021年7月現在)この場合には加入者証が必要となりますので大切に保管してください。 ※なお、この取扱いは今後の税制改定によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

12 中途加入のお取扱い

中途加入いただく場合、毎月の加入申込締切日は20日(休日の場合は前日)、加入期間(保険期間)は以下のとおりとなります。2021年11月21日から2022年10月20日までの中途加入申込の場合:ご加入締切日の翌月1日から2022年12月1日までこの期間以外の申込など詳細につきましては、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金のお支払いについて

(ご注意) すみりんプロテクター I型の補償内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。詳細については普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、スマリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

アイコンにつきましては4ページをご参照ください。

保険金のお支払いについて(ベーシックプラン、ワイドプラン)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																											
身体障害・財物損壊	<p>以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>施設にかかわるリスク</p> <p>ワイドプラン ベーシックプラン</p> <p>身体 財物</p>	○被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故	<p>共通事項</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ⑦液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ⑧原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ⑨石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取または吸引 ⑩石綿等への曝露による疾病 ⑪石綿等の飛散または拡散 ⑫直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 ⑬被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ○騒音に起因する損害賠償責任 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ○専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 等</p>																											
	<p>昇降機補償</p> <p>身体 財物</p>	○被保険者による昇降機(エスカレーター・エレベーター)の所有、使用または管理に起因する事故																												
	<p>漏水補償</p> <p>身体 財物</p>	○給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故																												
	<p>構内専用車等補償</p> <p>身体 財物</p>	<p>○作業場内(注たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。)および施設内における自動車(原動機付自転車を含みます。)または車両の所有、使用または管理に起因する事故 ○自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故 ○:補償します。 ×:補償対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設内</th> <th colspan="2">施設外</th> </tr> <tr> <th>作業場内</th> <th>作業場内以外</th> <th>作業場内</th> <th>作業場内以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両(除く自動車)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>積込積卸作業</td> <td>車両</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ご注意) 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。</p>			施設内		施設外		作業場内	作業場内以外	作業場内	作業場内以外	車両(除く自動車)	○	○	○	×	自動車	○	○	○	×	積込積卸作業	車両	○	○	○		自動車	○
	施設内		施設外																											
	作業場内	作業場内以外	作業場内	作業場内以外																										
車両(除く自動車)	○	○	○	×																										
自動車	○	○	○	×																										
積込積卸作業	車両	○	○	○																										
	自動車	○	○	○																										
<p>以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>仕事の遂行にかかわるリスク</p> <p>ワイドプラン ベーシックプラン</p> <p>身体 財物</p>	○被保険者による仕事の遂行に起因する事故	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ○騒音に起因する損害賠償責任 ○塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます。)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます。)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。 ○LPガス販売業務(注)の遂行に起因して生じた損害 (注)LPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵等をいい、器具の販売、貸与等を含みます。 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ○専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 等</p>																												
<p>国外一時業務危険補償</p> <p>身体 財物</p>	○被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 (ご注意) 工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。																													

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊	<p>従業員所有自動車危険補償</p> <p>身体 財物</p>	○従業員が記名被保険者の業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因する事故で、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意) 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。また、従業員には、役員、記名被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害賠償責任 ○対象従業員が、従業員所有自動車について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員所有自動車を使用または管理したことによって被る損害賠償責任 ○従業員所有自動車を競技もしくは曲技のために使用したこと、または従業員所有自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用したことによって被る損害賠償責任 等</p>
	<p>管理財物損壊補償</p> <p>財物</p>	○現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下、「補償管理財物」といいます。)の損壊について、補償管理財物につき正当な権利を有するものに対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下、「補償管理財物損害」といいます。) (ご注意) 補償管理財物には、次の財物を含みません。 ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①被保険者の代理人またはこれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 ②被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊 ③補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ④補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 ⑤補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊 ⑥被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等 等</p>
	<p>生産物、仕事の結果にかかわるリスク</p> <p>ワイドプラン ベーシックプラン</p> <p>身体 財物</p>	○生産物に起因して生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了後もしくは放棄の後に生じた事故 (ご注意) 設計のみを行う業務に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ○被保険者の生産物または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびこれらの回収措置に起因する損害 ○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効果または性能を発揮しなかったことに起因する損害 ①医薬品等 ②農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条(定義)に規定する農薬 ③食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ①医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ②臨床試験 ③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に關係する医薬品等 等</p>
	<p>不良完成品損害補償</p> <p>財物</p>	○被保険者が、完成品(生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物)を損壊したことに起因する事故	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○被保険者が、完成品(生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物)を損壊したことに起因する事故</p>
<p>不良製造品損害補償</p> <p>財物</p>	○生産物が製造機械等またはその部品である場合、製造品・加工品(製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物)を損壊したことに起因する事故	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○被保険者が、完成品(生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物)を損壊したことに起因する事故</p>	
<p>生産物または仕事の目的物の損害補償</p> <p>財物</p>	○「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物(事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。)以外の他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	<p>共通事項 記載の事項</p> <p>○「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物(事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。)以外の他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p>	

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(ベーシックプラン、ワイドプラン)

以下の損害等に対して保険金をお支払します。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊 賠償責任リスク	国外一時持出・流出生産物補償 身体 財物 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外一時持出生産物(被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時的に日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故 ○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外流出生産物(被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求 ②被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物 ③被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物(原材料、部品などに使用される場合を含みます。) ④次のいずれかに該当する生産物に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ア.医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分 イ.航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類 ウ.たばこ
	来訪者財物損壊補償 ワイドプラン ベーシックプラン 財物 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が施設内で保管する来訪者の財物(ただし、修理・点検または加工を目的とするもの、および自動車または原動機付自転車等を除きます。以下「来訪者財物」といいます。)の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。) ○来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害 ○来訪者財物に対する修理、点検または加工等に起因して、来訪者財物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害
	受託物損壊補償 ワイドプラン 財物 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が、管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害<受託物の範囲> ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物<受託物から除かれる財物> ①土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) ②動物・植物等の生物 ③船舶および航空機 ④自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車 ⑤③または④に定着または装備されている物 ⑥来訪者財物 <p>(ご注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害受託物が業務対象物件の鍵の場合は、次に定める費用の合計額を損害賠償金の限度額とします。 ア.紛失または盗取された鍵で施設・開錠可能な業務対象物件の鍵前との交換費用 イ.損壊した鍵の再作成費用 ウ.損壊した鍵と同じ扉等を施設・開錠できる他の鍵の再作成費用 ②被害受託物が業務対象物件の鍵以外である場合、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を損害賠償金の限度額とし、受託物の使用不能に起因する損害を含みません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。) ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害 ○受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれまたはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
借用イベント施設損壊補償 ワイドプラン 財物 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者が仕事の遂行のために行うイベント等(研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。)のために日本国内において他人から賃借する建物が不測かつ突発的な事故により、損壊(滅失、破損または汚損)したことに伴い、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた借用イベント施設の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。) ○ 次のいずれかに該当する事由に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 ②借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い ③借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 ④借用イベント施設の自然の消耗 ⑤借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の事由 ⑥被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊 	
人格権侵害補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。))により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (次ページへつづく) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任 ○直接であると間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 (次ページへつづく) 	

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
その他賠償責任リスク	人格権侵害補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<p>(前ページのつづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 	<p>(前ページのつづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ○事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任
	広告宣伝活動による権利侵害補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <p><広告宣伝活動による権利侵害></p> <p>テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ①名誉毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、表題または標語の侵害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 ○商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。))によって生じた損害賠償責任 ○宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任 ○被保険者の業務が広告、放送、または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任
	使用不能損害拡張補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <p>(ご注意) 次のいずれかに該当する場に限り、適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ②損害の原因となる事由に起因して、事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 <p><財物の使用不能></p> <p>財産的価値を有する有体物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいい、それにより収益が減少することを含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する財物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が使用または管理する他人の財物。ただし、管理財物損壊補償の補償管理財物を除きます。 ②生産物または仕事の目的物 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害
工事遅延損害補償 ワイドプラン その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険期間中に発生した原因事故(「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事故をいいます。)に起因する対象工事の遅延について、記名被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <p>(ご注意) 次のすべての条件を満たす場合に限り、適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象工事に起因して原因事故が発生し、損害賠償金が発生すること。 ②①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、②を除きます。) 	
初期対応費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた初期対応費用を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ①事故現場の保存に要する費用 ②事故現場の取片付けに要する費用 ③事故状況または原因を調査するために要した費用 ④被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑤通信費 ⑥「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合は除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 	
訴訟対応費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<ul style="list-style-type: none"> ○引受保険会社が保険金を支払うべき損害に争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害 <p><訴訟対応費用></p> <p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限り、適用されます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の貸借費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 	

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(ベーシックプラン、ワイドプラン)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ブランドイメージ回復費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生し、引受保険会社が保険金を支払う場合において、記名被保険者のブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が引受保険会社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害 <ブランドイメージ回復費用> 次のいずれかに該当する費用をいいます。 ①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等(顧客または取引先を訪問するための交通費および宿泊費を含みます。以下「広告宣伝活動等」といいます。)および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の表明、宣伝または広告の費用に限るものとします。 ②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に出した費用 ^(注) 。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。 (注) 身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。	○ 共通事項 記載の事項 等
被害者治療費等補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益	○被保険者が「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人に身体障害を与え、その被害者が180日以内に通院・入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に、被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害 <治療費等> 原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実負担した次のいずれかに該当する費用 ①通院・入院の場合の治療費用 ②重度後遺障害の場合の治療費用 ③死亡の場合の葬祭費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。	○ 共通事項 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ①治療費等を受け取るべき者の故意 ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療費等を受け取るべき者の同居の親族または別居の未婚の子の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打 等
データ損壊復旧費用補償 ワイドプラン 費用利益	○保険期間中に「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害 <データ損壊復旧費用> 消失もしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。 <電子情報> 情報システムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。	○ 共通事項 記載の事項 等
対物超過費用補償 ワイドプラン 費用利益	○対物事故による法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合において、被保険者が対物超過費用を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害。ただし、この保険契約により、別に保険金が支払われる損害を除きます。 <対物超過費用> 被害財物の復旧費が、その財物の時価額を上回ると認められる場合において、対物事故の解決のために被保険者が負担した費用。ただし、復旧費から時価額を差し引いた額を限度とし、対物事故の被害者が損害賠償請求を行っていないにもかかわらずなされる給付は、その名目を問わず除きます。 <被害財物> 対物事故により損壊した財物 <復旧費> 対物事故が生じた地および時において、財物を事故発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費。財物を修理できない場合で再築または再取得するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。 <対物事故> 保険期間中に発生した他人の財物の損壊。ただし、この保険契約により保険金が支払われる損害の原因となるものに限ります。	○ 共通事項 記載の事項 等

費用リスク・利益リスク

保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
工事物損害補償 費用利益	○日本国内の工事現場において保険期間中に発生した不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害。保険の対象が工事現場にある間のほか、自社所有または使用する工場や資材置き場などからの陸上輸送中や、工事現場での荷卸中も補償されます。 (ご注意) 工場構内において保険の対象の製作中に生じた損害は補償されません。 ○引渡後のメンテナンス期間中(最大1年間)に、「修補作業中に発生した修補作業の拙劣または過失による事故」または「施工の欠陥による事故」で、引渡しの完了した工事の対象物に生じた損害 <対象工事> ・記名被保険者によって保険期間中に日本国内で行われているすべての建築工事、設備工事および土木工事 <対象外工事> ①解体、撤去、分解または取片付のみを行う工事 ②建物移設工事 ③ガラス温室工事または膜構造物工事 ④調査工事 ⑤試験工事 ⑥浚渫工事 ⑦捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事 ⑧船舶にかかわる工事 ⑨請負契約が締結されていない工事 ⑩1工事の請負金額(支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額をいいます。)が100億円を超える工事 <保険の対象> ①工事の対象物 ②①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物 ③①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工所用仮設物 ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります) ⑤工所用材料および工所用仮設材 ⑥記名被保険者または記名被保険者の下請負人が所有する据付機械設備等の工所用仮設備および工所用機械器具ならびにこれらの部品(以下「工所用機械等」といいます。)。ただし、工事現場にある場合に限ります。	○ 共通事項 記載の事項 (ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害に対しては⑩を適用しません。) ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 <すべての工事共通> ①保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外部の部分(建物の外部の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雹災、寒気、霜、氷、雪、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。 ③寒気または霜 ④直接であると同接であるを問わず、テロ行為等(請負金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。) ⑤官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。 ⑥コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって保険の対象に生じた損害 ○ 次のいずれかに該当する損害または費用 <すべての工事共通> ①損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害 ②残材調査の際に発見された紛失または不足による損害 ③保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。 ④工所用仮設材として使用された矢板、くい、H型钢、鋼管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ⑤保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害 ⑥保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑦被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害 ⑧雪災によって保険の対象に生じた温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ⑨雪災によって保険の対象に生じたコンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 ⑩雪災によって保険の対象に生じた除雪費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用を除きます。 ⑪芝、樹木その他の植物の枯死の損害。ただし、火災によって7日以内に枯死した場合は除きます。 ⑫この保険契約の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。)により保険の対象に生じた損害 <設備工事> ①各対象工事の着工時以前に既に古品機械に存在していた設計、施工、材質もしくは製作の欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食によりその古品機械に生じた損害 ②耐火レンガ等の耐火材および耐火材(以下「耐火材」といいます。)に生じた損害。ただし、耐火材以外の保険の対象と同時に損害を受けた場合を除きます。 <土木工事>(建築工事または設備工事に付随して行われる土木工事を含みます。) ①保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害 ②土木工事の設計の欠陥によってその欠陥のあった部分に生じた損害 ③掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害 ④土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用 ⑤矢板、くい、H型钢、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物(以下「矢板等」といいます。))の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排水もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損壊が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。 ⑥基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用 ⑦切土・盛土法面、整地面もしくは自然面の肌落ちまたは浸食の損害 ⑧仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害 ⑨浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害 ⑩捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害 ⑪海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。 ⑫不発爆弾または地雷により生じた損害 <工所用仮設備・工所用機械器具> ①工所用機械等の電氣的または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。 ②紛失または置き忘れによって生じた損害 ③詐欺または横領によって生じた損害 ④すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、工所用機械等ごとに、その工所用機械等が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 <メンテナンス期間> ①被保険者が法律上または工事の請負契約上、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害 ②工事の対象物の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害 ③日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 ④工事の対象物の沈下によって生じた損害

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用補償 	(1)日本国内における偶然な事故(対象事故)により対人被害または対物被害が発生した場合において、 ①保険金請求権者がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害 ②保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害 (2)日本国内における他人による業務妨害等(対象事故)により経済的被害が発生した場合において、保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害 (ご注意) ○この補償において、被保険者は次のいずれかになります。 ①対人被害については、11ページ【3】ご契約の仕組み②被保険者(保険契約により補償を受けられる方)【以下「11ページ【3】②」といいます。】の①から④までに掲げる者 ②対物被害・経済的被害については、記名被保険者 ○法律相談費用については、法律相談が次の期間内に開始された場合に限り、 ①対人被害・対物被害については対象事故が発生した日からその日を含めて3年間 ②経済的被害については、対象事故が発見された日からその日を含めて3年間 <対人被害> 被保険者が記名被保険者の業務に従事している間に被った身体の障害 <対物被害> 記名被保険者の業務のために所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損または盗取) <経済的被害> 記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したこと。ただし、契約の債務不履行によるものおよび対人被害または対物被害を伴うものを除きます。 <業務妨害等> 密接関係者(保険契約者および11ページ【3】②の①から⑥までに掲げる者)以外の者が行った行為(不作為を含みます。)による次のいずれかに該当するものまたはそのおそれ ①記名被保険者の業務が威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶然な事由により妨害されること。ただし、次の②および③に該当するものを除きます。 ②記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されること ③記名被保険者が詐欺に遭うこと	○ 共通事項 記載の事項 ○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害 ①被保険者に対する刑の執行 ②差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ○他の被保険者または密接関係者が賠償義務者である場合 ○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する対人被害または対物被害によって発生した損害 ①被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②被保険者が次のいずれかに該当する状態にある間に発生した事故 ア.被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ④被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に、その被保険者自身に発生した事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。 ⑤大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。 ⑥石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故 ⑦外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故 ⑧電磁波障害に起因する事故 ⑨被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑩被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑪記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物(以下「業務用財物」といいます。)自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合を除きます。 ⑫業務用財物の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等 ⑬被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ⑭騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由 ○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する経済的被害によって発生した損害 ①11ページ【3】②の①から④までに掲げる者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為 ②11ページ【3】②の①から④までに掲げる者の法令違反 ③支払不能または破産 ④記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ等
サイバーリスク補償 	○【賠償損害】記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害 ①次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア.記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報 イ.記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報 ②①、③、④を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ.他人の人格権侵害または著作権侵害 エ.その他不測かつ突発的な事由による他人の損失 ③サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害 ④サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 (次ページへつづく)	○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾 ②地震、噴火、洪水または津波 ③核物質の危険性または放射能汚染 ④次のいずれかの事由 ア.汚染物質の排出、流出、溢り、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑤被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用 ○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者の犯罪行為 ②被保険者の故意または重過失による法令違反 ③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為 (次ページへつづく)

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
サイバーリスク補償 	(前ページのつづき) ○【費用損害】情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害 <情報セキュリティ事故> 記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。 ①上記【賠償損害】①に規定する事由 ②上記【賠償損害】②に規定する事由 ③前記【賠償損害】③に規定する事由 ④前記【賠償損害】④に規定する事由 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(上記①から④までに該当する場合を除きます。) ⑥記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(上記①から⑤までに該当する場合を除きます。) <公表要件等> ・情報セキュリティ事故①または⑤の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、 ①公的機関に対する文書による届出または報告等 ②新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等 ③被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付 ④公的機関からの通報 ・情報セキュリティ事故⑥の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、 ①公的機関からの通報 ②記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告	(前ページのつづき) ④業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可を受けていない間に被保険者が行った行為 ⑤業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑥被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと ⑧被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと ⑨被保険者が得たまたは請求した報酬 ○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害 ②特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害 ③他の被保険者からなされた損害賠償請求 ④被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い ⑤国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。) ⑥被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ②この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害(ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの場合は、本規定を適用しません。) ①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤 ②履行不能または履行遅滞。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ③被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞を避けることを目的として行った不完全履行 ④業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑤人工衛星の損壊または故障 ⑥被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為 ア.業務の対価の見積りまたは返還 イ.業務の対価の過大請求 ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更 エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝 ⑦商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑧記名被保険者が金融機関に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為 ア.コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。)の移動 イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引 ⑨暗号資産の取引 ⑩記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害 ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 ○コンピュータシステムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。 ①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステムの所有、使用または管理 ②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 (次ページへつづく)



保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
サイバーリスク補償 その他 費用利益 		(前ページのつづき) ○サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ②液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任 ③直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由 ア.石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸入 イ.石綿等への曝露による疾病 ウ.石綿等の飛散または拡散 ④次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ア.航空機 イ.パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球 ウ.自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 (ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 (イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 工.施設外における船舶 ⑤専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 ⑥テロ行為等
地盤崩壊危険補償 財物 	○被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事(以下「工事」といいます。)に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出・流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因して、土地、土地の工作物もしくは植物の損壊または動物の死傷(以下「財物の損壊」といいます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ○工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任 ②被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ③保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ④シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任 ⑤シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任 ⑥被保険者と発注者を同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ○理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用 ①薬液注入にかかる費用 ②設計変更または工事変更のための費用
借用不動産損壊補償 財物 	○借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により損壊(滅失、破損または汚損)した場合において、被保険者がその借戸室についてその貸主に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害 <借戸室> 被保険者が社宅、事務所または店舗として日本国内において他人から借用しているすべての戸室をいいます。 (ご注意) ・借戸室には工場、倉庫は含まれません。 ・仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。 ・この補償において、被保険者とは、借戸室の賃借人である記名被保険者のみをいい、被保険者の役員および従業員は含まれません。	○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じ借戸室の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。) ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③借戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ○借戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害 ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。 ②借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損壊 ③借戸室の欠陥によって生じた損壊 ④借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ⑤外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借戸室の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損壊 ⑥詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊 ⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊

(次ページへつづく)


主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借用不動産損壊補償 財物 		(前ページのつづき) ⑧借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、借戸室ごとに、その借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊 ⑨借戸室の使用により不可避免的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。 ⑪風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損壊 ○被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ○被保険者の使用人が所有する借戸室が損壊したことに起因する損害 等
雇用慣行賠償責任補償 その他 	次のいずれかの事由によって被保険者が被る損害 (1)被用者等に対して行った不当行為に起因して、被用者等より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと (2)第三者ハラスメントに起因して、第三者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと <被用者等> 次のいずれかに該当する者をいい、既に退職した者を含みます。ただし、初年度契約の保険始期日より後に該当する者に限ります。 ①記名被保険者の業務に従事する者のうち、次の者 ア.記名被保険者の使用人 イ.記名被保険者の役員 ウ.記名被保険者が建設業者の場合は、記名被保険者の下請負人 エ.ア.イ.ウ.以外で、専ら記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する者 ②記名被保険者の採用応募者 ③記名被保険者の子会社の役員および使用人 <不当行為> 次のいずれかに該当する不当な行為をいいます。 ①差別的行為 ②ハラスメント ③不当解雇等 ④人格権侵害。ただし、雇用契約の募集、締結、存続、履行または終了がなかったならば行われなかったであろう人格権侵害に限りません。 ⑤不当評価等 ⑥説明義務違反 ⑦報復的行為 ⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為 <第三者ハラスメント> 記名被保険者の役員または使用人が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または役員もしくは使用人としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。	○ 共通事項 記載の事項(ただし、⑩を除きます。) ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失または精神的苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 ④初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア.初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ.他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日とし、左記(1)に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合 ⑤この契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑥この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑦次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求 ア.身体の障害 イ.財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払します。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
使用者賠償責任補償 身体 	(1)被用者が業務上の事由により保険期間中に被った身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。ただし、疾病には、風土病および職業性疾病を含みません。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、その損害賠償金額が、①から③までの金額の合算額を超える場合、その超過額のみを、賠償保険金として被保険者に支払います。 ①労災保険法等により給付されるべき金額 ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれかの金額 ア.記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、その規定に基づき被用者またはその遺族に支払われるべき金額 イ.記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合は、労働災害総合保険契約等の保険金の支払により被用者またはその遺族に支払われるべき金額 (2)(1)の身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために負担する次のいずれかに該当する費用を、費用保険金として被保険者に支払います。 ①被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ②被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、引受保険会社に協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続のために要した必要または有益な費用 <被用者> 次のいずれかに該当する者をいいます。ただし記名被保険者の業務に従事しない者を除きます。 ①記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者 ②記名被保険者の役員 ③記名被保険者が建設業者の場合は、記名被保険者の下請負人 ④上記以外で専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する者	○ 共通事項 記載の事項(ただし④、⑫および⑬を除きます。) ○保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意によって被用者が被った身体の障害 ○次のいずれかに該当する損害賠償金または費用 ①被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または災害補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ○労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ○労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額 等
休業損害補償 費用利益 	(1)保険期間中に生じた次の事故によって保険の対象が損害を受けたことによる損失または営業継続費用(以下「損失等」といいます。) ①火災、落雷または破裂・爆発 ②風災、雹災または雪災 ③給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれ ④騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑤航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ⑥保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊(ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、または土砂崩れを除きます。) ⑦盗難によって生じた盗取、損傷または汚損 ⑧水災 ⑨外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的または機械的事故 ⑩上記①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故 <保険の対象> 日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(以下「対象物件」といいます。)をいい、次に掲げる物も含めます。 ①敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分 ②敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等 ③敷地内に所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等 ④対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備 ただし、次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。 ①新築、増築、改築、修繕または取壊し中の建物 (次ページへつづく)	○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象(ただし、敷地外ユーティリティ設備は除きます。)に生じた損害に対しては⑫を適用しません。) ○次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等) ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ②風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ③保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害 ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ⑤保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑥万引き等によって商品・製品等に生じた損害 ⑦保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑧国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害 ⑨保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等。この場合の損失等には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損失等、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損失等を含みます。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
休業損害補償 費用利益 	(前ページのつづき) ②組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等 ③仮工事の目的物、工用仮設物、工用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工用材料または工用仮設材 ④道路、軌道その他の土木構造物 ⑤棧橋、護岸およびこれに取り付けられた設備・装置 ⑥海に所在する建物、屋外設備・装置および動産 ⑦自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品 ⑧通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 ⑨テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの (2)保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由により、被保険者に生じた損失等 ①次のいずれかに該当する食中毒に関する事由 ア.対象物件における食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、 イ.対象物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、 ウ.上記ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における行政機関による対象物件の営業の禁止、停止その他の措置 ②引受保険会社が定める感染症(別表に掲げる感染症をいいます。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。)に罹患した者が対象物件または対象物件が所在する建物等(以下「対象物件等」といいます。)にいたこと等により、対象物件等がその感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置 (3)指定感染症等(別表に掲げる感染症は含みません。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。)に罹患した者が対象物件等にいたこと等により、対象物件等がその感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合において、保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置がなされたことによって、被保険者に生じた損失等(緊急対応費用) <別表> ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス <感染症事故> 上記(2)②または(3)に規定する事由をいいます。 (ご注意)「食中毒・特定感染症のみ補償」を選択していただいた場合、(1)は補償対象外となります。「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただいた場合、(2)と(3)は補償対象外となります。	(前ページのつづき) ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④③以外の放射線照射または放射能汚染 ○次に掲げる事由によって対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備が損害を受けたことによる損失等 ①敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断 ③労働争議 ④脅迫行為 ⑤水源の汚染、濁水または水不足 ○左記(1)から(3)までの事由を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失 ○感染症事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた感染症事故による左記(3)に規定する損失等 ○保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に生じた感染症事故による左記(3)に規定する損失等 等

ご注意ください

- 申込人となることができる方は、1ページの**〈募集対象・加入資格等〉**をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」**「2. 告知義務・通知義務等(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)」**をご参照ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前にスミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」**「2. 告知義務・通知義務等(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」**をご参照ください。
- 保険会社破綻時等の取扱い
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●特約などの補償重複

次表の特約をセットされる場合には、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください^(注)。
(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した場合などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回セットいただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスJネクスト(業務災害補償保険) 使用者賠償責任補償特約
②	雇用慣行賠償責任補償特約	・ビジネスJネクスト(業務災害補償保険) 雇用慣行賠償責任補償特約
③	サイバースク補償特約	・サイバースクプロテクター
④	弁護士費用特約(企業総合用)	・自動車保険や火災保険の弁護士費用特約

●事故が起こった場合のお手続き

- (1)事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等
事故が発生した場合は、あてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社にご連絡ください。

① 損害の発生および拡大の防止	三井住友海上へのご連絡は 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」	事故は	いち早く
② 相手の確認		0120-258-189(無料)	
③ 目撃者の確認			

- (2)保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類^(注) (注)事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	権利移転証(兼)念書
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書、回収決定の内容を確認する書類
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。
(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。
(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

重要事項のご説明

2021年10月1日以降始期契約用

建設業総合賠償責任保険 (ビジネスプロテクター(建設業用)) をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

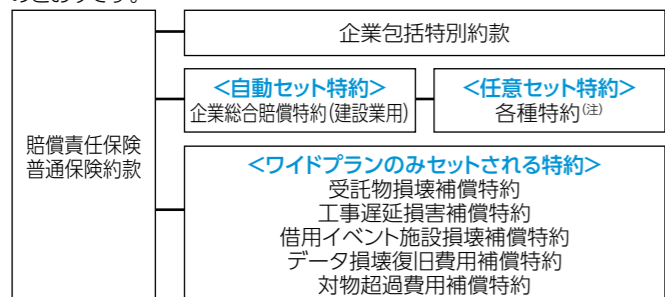
この書面では建設業総合賠償責任保険(ビジネスプロテクター(建設業用))に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお申出ください。
申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管していただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

1 商品の仕組み

この商品には、「ベーシックプラン」と「ワイドプラン」の2つのプランがあり、ご加入時にお選びいただけます。適用される普通保険約款・特約は以下のとおりです。



(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「2. 引受条件等(2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2 引受条件等

(1) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
ビジネスプロテクター(建設業用)	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。 また、補償内容に応じて記名被保険者以外の方も被保険者となる場合があります。詳細は、「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「ご加入の条件等」のページでご確認ください。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合
「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「保険金のお支払いについて」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「保険金のお支払いについて」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されています。

■お支払いの対象となる損害
「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「ご加入の条件等」のページをご参照ください。

(2) セットできる主な特約

セットできる主な特約は「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「補償の説明」等のページをご参照ください。特約の内容の詳細は、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

■保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

■補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」をご参照ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」および支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細はスミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

■この保険契約では、ご加入の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

■ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細はスミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

■新設法人等で、ご加入の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高」が存在していない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料(注)を算出します。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、住友林業安全協力施工店会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、スミリンエンタープライズ株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお問合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入のスミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちにスミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特

約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」記載の方法により払込みください。「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、スミリンエンタープライズ株式会社または引受保険会社までお申出ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7 保険会社破綻時等の取扱い

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「ご注意ください」のページをご参照ください。

8 契約取扱者の権限

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「ご注意ください」のページをご参照ください。

9 個人情報の取扱い

「すみりんプロテクターI型(建設業総合賠償責任保険)のご案内」の「ご注意ください」のページをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 **スミリンエンタープライズ株式会社**
連絡先は裏表紙をご参照ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社にご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

受付時間: 平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます。)



Q 保険期間中に事務所ビルを新設することになりました。保険会社への通知は必要ですか。

A いいえ。通知は必要ありません。
すみりんプロテクター I 型（建設業用）は貴社のすべての施設、業務、生産物等まつわるリスクについて1つの保険契約でまとめて補償することができます。補償の重複や加入もれの心配はありません。
（ご注意）一部対象とならない施設、業務、生産物等もあります。



Q 新設の法人で会計年度（1年間）の完成工事高・売上高がまだありません。この場合、契約できますか。

A はい。ご契約いただけます。
新設法人等で最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高が把握できない場合は、事業計画値を完成工事高・売上高とみなして保険料算出の基礎とします。この際、事業計画値を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。



Q 安全管理に力を入れているのですが、保険料は安くなりますか。

A はい。自動車等の安全管理や製品の品質取組等に応じた割引制度をご用意しております。
詳細につきましては10ページをご参照ください。

すみりんプロテクターは住友林業安全協力施工店会・住友林業ホームテック株式会社安全協力会・住友林業緑化株式会社安全環境みどり会の会員向けに作られた賠償責任保険制度のペットネームであり、すみりんプロテクター I 型（建設業総合賠償責任保険）は、ビジネスプロテクター（建設業総合賠償責任保険）を指します。

代理店・扱者

お客様専任の損害保険コンサルタントとして、ご契約から事故の相談までお気軽にご利用ください。

住友林業の総合サービス

スミリンエンタープライズ株式会社 保険事業部

●本社 保険営業部 〒163-0927 東京都新宿区西新宿2-3-1（新宿モノリス27階）
TEL 03(6864)7701 FAX 03(6864)7710

●東京営業部 東京第一営業所

●東京営業部 東京第二営業所
〒163-0927 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス27階
TEL 03(5339)7600 FAX 03(5339)6300

●東京営業部 東関東営業所
〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟8階
TEL 043(350)3541 FAX 043(275)4666

●東日本営業部 北関東営業所
〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町3-1-2 明治安田生命大宮ビル3階
TEL 048(644)3798 FAX 048(644)3830

○群馬駐在
〒370-0001 群馬県高崎市尾町44-7 三佳ビル3階
TEL 027(370)3177 FAX 027(370)3166

●東日本営業部 北日本営業所
〒980-6020 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 20階
TEL 022(217)5795 FAX 022(217)5796

○福島駐在
〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル9階(住友林業内)
TEL 024(939)6211 FAX 024(939)6218

●東海営業部 東海第一営業所
〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵1-19-30
マザック アートプラザ オフィス棟12階
TEL 052(979)7787 FAX 052(979)8981

●東海営業部 東海第二営業所 / 静岡駐在
〒420-0859 静岡県静岡市葵区栄町4-8 メンテック栄町ビル401
TEL 054(275)5556 FAX 054(275)5557

○北陸駐在
〒920-8203 石川県金沢市鞍月5-167(住友林業内)
TEL 076(239)3870 FAX 076(239)3877

●西日本営業部 大阪営業所
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町1-8-14 堺筋本町ビル6階
TEL 06(7669)8800 FAX 06(7669)8810

●西日本営業部 中四国営業所
〒730-0004 広島県広島市中区東白島町14-15 NTTCRED白島ビル11階
TEL 082(511)5710 FAX 082(511)5720

○四国駐在
〒792-0002 愛媛県新居浜市磯浦町2-1(住友林業内)
TEL 0897(37)1614 FAX 0897(37)1930

●西日本営業部 九州営業所
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡ビル6階
TEL 092(724)1674 FAX 092(724)1691

引受保険会社

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
<https://www.ms-ins.com>